令和8年2月17日

各務原市長 浅野 健司 様

各務原市地区計画都市計画税審議会
会長　高橋 祐介

地区計画における都市計画税の賦課等について（答申）

令和7年5月28日付7各資税第45号で諮問のあった標記の件について、慎重に審議した結果、下記の通り答申する。

記

市街化調整区域内地区計画区域への都市計画税の賦課について、地方税法第702条第1項の「均衡を著しく失すると認められる特別の事情がある場合」とは、同規定の立法の経緯と趣旨から、当該区域の良好な住環境を創出するために新たに同区域において個別に都市計画事業が行われ、かつ、同区域の土地家屋所有者がその受益を積極的に受けうる場合であると解する。

本審議会に諮問のあった市街化調整区域内地区計画区域については、現時点では、同区域の良好な住環境の形成・保全のための新たな道路、公園、調整池の都市計画事業の予定は無いが、一部下水道整備計画区域と重なる区域がある等、部分的に都市計画事業は存在している。しかしながら、各務原市の下水道整備は、居住環境の改善及び公衆衛生の向上のほか、公共用水域の水質を保全するため、市街化区域内外に関わらず、投資効果の高い地区や公衆衛生上必要な地区を選定・計画し、整備を進めてきているものである。本地区計画区域内の下水道整備計画区域についても、投資効果の高さ、公衆衛生上の必要性から、地区計画区域の構想以前に選定・計画されたものであり、本地区計画区域の良好な住環境を形成・保全するために新たに実施されるものではない。

したがって、本市街化調整区域内地区計画区域については、都市計画税を賦課できる「特別の事情がある」とまでは言えないと考える。

以上